

定期監査の結果に関する報告について（令和7年度第2回）

地方自治法第199条の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、福田裕監査委員、永易正光監査委員、成田芳律前監査委員が実施しました。

令和8年6月24日

四街道市監査委員	福	田	裕
同	永	易	正光
同	森	本	次郎

令和 7 年 度

監 査 報 告 書

(第 2 回)

定 期 監 査

福 祉 サ ー ビ ス 部

健 康 こ ど も 部

環 境 部

都 市 部

教 育 委 員 会 教 育 部

消 防 本 部 ・ 署

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条の規定による定期監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

- (1) 福祉サービス部、健康こども部、環境部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関
- (2) 消防本部・署

3 監査の実施場所

行政委員会室

4 監査の実施期間

令和7年11月25日から令和8年1月23日

5 監査の方法

監査に当たっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

7 意見

正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、事務の見直しや組織内でのチェック体制を確立するなど、適正で合理的かつ効率的な事務の執行を確保できるよう努められたい。

全体的検討事項

1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・バランスや経費節減の観点から各種取り組みを実施してきたところである。また、令和7年10月1日からは、業務の見直し等の時間を確保するとともに、働き方改革を推進する事を目的として、開庁時間の短縮も実施されている。

時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、令和7年4月1日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれない。

また、各部署において職員数が充足しているとはいえない状況であることから、更なる職員の増員に向け検討されたい。

2 適正な伝票処理について

歳入歳出伝票事務において、起票漏れが多数あり、遑って伝票を起票するということが多々見受けられた。「収入金額が確定されたとき」「支出決定のとき」「契約を締結するとき又は請求のあったとき」等、伝票を起票する時期に遺漏なく適正な伝票処理を行われたい。

また、消耗品等の購買取引について、内部統制上、検収者が発注者と同一であることは好ましくないため、納品時の検収は発注者とは別の者とすることが望ましい。

3 備品の適正な管理について

物品は市の財産であり、市民への説明責任を果たしていくためにも、その価格と数量を正確に把握し、実在性を確かめることは重要である。令和7年11月5日付け経営企画部長及び会計管理者連名による事務連絡「備品の適正な管理について（通知）」のとおり、各部署においては、備品取得時には速やかに台帳へ登録し、管理用シールを貼付するとともに、備品台帳の記載内容と現物の整合性について定期的に所在確認を行うことにより、適正な管理に努められたい。

4 契約事務の適正かつ速やかな履行について

契約事務の遅れにより、契約書の作成や備品購入における支払いが大幅に遅延した事例が見受けられた。

契約事務については、履行までに必要な手続きが確実に完了するよう、計画的かつ適正な事務処理を行うことが求められる。

また、契約履行の検査については、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」が準用されることから、適切な時期に実施する必要がある。検査後は、速やかに請求書の発行を依頼するなど、適正な支払い管理に努められたい。